

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		精神障がい者家族会犬山しらゆり会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		精神障がい者家族会犬山しらゆり会		代表者名	会長 河村 礼子	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成14年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の精神障害者をもつ家族による相互交流や障害理解促進等の活動をする団体は他にないため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の精神障害者やその家族の相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額  ( )は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
		(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動:行政関係部署の協力や家族会自らの活動を通じて正しい知識の啓発を実施</li> <li>社会復帰施設の充実支援:こころの居場所「はなみずき」運営協力</li> <li>交流及び情報交換:3市2町家族会との交流及び情報交換</li> </ul>				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		104,983 円		
		うち補助事業全体の経費		61,680 円		
		うち補助対象経費		61,680 円		
		補助対象経費の内訳		理解・啓発活動費		21,803 円
				あいかれん等参加活動費		15,420 円
				研修会、講習会費等		12,205 円
事務費(郵送費、消耗品費)				12,252 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費:定額30,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限30,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時に予定事業費で支出を行い、事業費確定後必要に応じて変更交付申請を行い補助額の再算定をする。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		新型コロナ感染症拡大防止のため団体活動が制限される中、可能な範囲で活動を実施し犬山市の精神障害者やその家族が親睦を深め社会参加の機会を提供することができ福祉の増進に繋がった。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		43,303 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		43,303 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和2年度の実績に基づき作成しています。